

目標年となる指定製品の達成状況について

令和 3 年 3 月 3 日
 経済産業省製造産業局
 化学物質管理課
 オゾン層保護等推進室

1. 目標値の達成状況

(1) 中央方式冷凍冷蔵機器

中央方式冷凍冷蔵機器の目標値と目標年度は、以下の通り。

指定製品名	環境影響度の 目標値	目標年度
中央方式冷凍冷蔵機器	100	2019

2019 年度に目標年度を迎えたため、製造業者 4 社に対して、指定製品の製造状況について、フロン排出抑制法第 91 条に基づく報告徴収を行うとともに、当該報告徴収結果に元に必要に応じてヒアリング等を実施し、確認を行った。

その結果は、以下表のとおり、4 社ともに目標値を達成した。

環境影響度(冷媒のGWP)の出荷台数での加重平均値は、全体で1.62であり、環境影響度の目標値100と比較して、約98%の改善が図られた。

表 2019 年度におけるフロン法第 91 条に基づく報告徴収結果

	出荷台数 (台)	加重平均	目標値達成状況
A 社	32	1	○
B 社	5	2	○
C 社	32	2	○
D 社	16	2	○

(2) 専ら噴射剤のみを充填した噴霧器 (ダストブロー)

専ら噴射剤のみを充填した噴霧器の目標値と目標年度は、以下の通り。

指定製品名	環境影響度の 目標値	目標年度
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器	10	2019

2019 年度に目標年度を迎えたため、製造業者 20 社に対して、指定製品の製造状況について、フロン排出抑制法第 91 条に基づく報告徴収を行うとともに、当該報告徴収結果に元に必要に応じてヒアリング等を実施し、確認を行った。

その結果は、以下表のとおり、20 社中、19 社が目標値を達成した。

環境影響度(冷媒の GWP)の出荷台数での加重平均値は、全体で 2.7 であり、環境影響度の目標値 10 と比較して、約 73%の改善が図られた。

表 2019 年度におけるフロン法第 91 条に基づく報告徴収結果

	出荷台数 (本)	加重平均	目標値達成状況
A 社	1,600,000	1	○
B 社	5,000	1	○
C 社	19,032	1	○
D 社	41,488	1	○
E 社	17,200	1	○
F 社	6,580	1	○
G 社	19,458	1	○
H 社	8,760	1	○
I 社	23,946	1	○
J 社	17,347	1	○
K 社	131,851	1	○
L 社	98,280	1	○
M 社	286,905	8.8	○
N 社	18,825	1	○
O 社	129,919	1	○
P 社	619,644	1	○
Q 社	9,062	1	○
R 社	13,000	1	○
S 社	146,298	1	○
T 社	51,885	65.8	×

2. 表示の達成状況

中央方式冷凍冷蔵機器の表示事項等については、以下の通り。

製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項
中央方式冷凍冷蔵機器	①使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。） ②品名及び形名 ③製造業者等の氏名又は名称	・本体への表示事項 ・目標値及び目標年度

製造業者等4社より提出された報告及び各社カタログを確認し、3社において表示義務を履行していることが確認された。現在表示をしていない製造業者等1社についても、早急に表示予定とされている。

専ら噴射剤のみを充填した噴霧器の表示事項等については、以下の通り。

製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項
ダストブローワー	①使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度 ②品名及び形名 ③製造業者等の氏名又は名称 ④目標値及び目標年度	・本体への表示事項 ・目標値及び目標年度

製造業者等20社より提出された報告及び各社カタログを確認し、20社全てにおいて表示義務を履行していることが確認された。

3. 結果考察

中央方式冷凍冷蔵機器について、製造業者等の冷媒転換に対する取組の結果、中央方式冷凍冷蔵機器の環境影響度は、CO2冷媒（GWP値1）又は2次系のCO2/NH3冷媒（GWP値2）の採用で低下しており、フロン排出抑制法における指定製品制度は、効果的に機能したと考えられる。

また、専ら噴射剤のみを充填した噴霧器についても、製造業者等の冷媒転換に対する取組の結果、専ら噴射剤のみを充填した噴霧器の環境影響度は、HF0冷媒（GWP値<1）又はDME冷媒（GWP値1）の採用で低下しており、フロン排出抑制法における指定製品制度は、効果的に機能したと考えられる。

なお、今後、報告徴収に対する各事業者からの報告内容について、必要に応じヒアリングや立入検査等を実施するなど、検証も行っていく。

以上